

# 道路除草業務仕様書

## 1. 業務の名称

令和8年度 天竜区道路除草（春野地区）業務

## 2. 業務内容

浜松市土木部が所管する道路（天竜区春野町管内）において、繁茂した草木等の除草を迅速に実施する。

## 3. 除草業務要領

受託者の業務要領は次のとおりとする。

### （1）作業実施

ア 業務着手前に業務実施計画表（別紙様式1）及び業務計画書を提出すること。

イ 除草の時期は、次を標準とする。ただし、特に監督員が指示する場合は、協議を行うこと。

（ア）1回除草する区間にあっては、6月～8月中まで

（イ）2回実施する区間にあっては、1回目を6月～8月中、2回目を9月～11月中まで

ウ 受託者は、安全で円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、業務設計書に示す各施工区間について業務を遂行するものとする。

エ 受託者は、道路除草の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないよう、すみやかに処理しなければならない。

オ 受託者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空き缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。

カ 受託者は、除草中又は跡片付け中に道路に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。

キ 契約図書に基づき適正に交通誘導員を配置するとともに、第三者に危害を及ぼすことがないよう保安施設等の設置を行い、安全対策を講じること。

ク 業務実施前に、「街路樹育成管理業務」との施工範囲、時期等の調整を行うこと。

## （2）業務完了報告

- ア 現場写真は施工の場所及び規模が判別できるものとし、展開図にあわせ、500m<sup>2</sup>に1枚程度、500m<sup>2</sup>に満たない箇所にあっては、箇所ごとに同一位置から業務の着手前・作業中及び完了後撮影（業務年月日を明記）したものと業務完了報告書（別紙様式2-2又は2-3）に添付して提出すること。  
また、交通誘導員、保安施設等の設置状況写真も提出すること。
- イ 業務実施報告内訳表（別紙様式3）作業日誌（別紙様式4）発生材処分報告書または発生材確認資料、交通誘導員配置報告書または交通誘導員配置確認資料は、業務施工の都度正確に記入・整理し提出すること。
- ウ 出来形確認資料として、路線毎に展開図を作成し、面積計算書等の計算根拠を提出すること。

## 4. 業務責任者

本業務の実施にあたり、業務責任者（土木施工管理技士1級・2級（国家資格）又は造園施工管理技士1級・2級（国家資格）のいずれかの資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること（別紙様式2-1）。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること（別紙様式2-4）。

## 5. その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木工事共通仕様書を参考にし、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。